

子育て三世代同居・近居応援事業FAQ

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>「三世代」の構成について教えてください。</p> | <p>祖父母または親の世帯を「親世帯」、子と孫の世帯を「子世帯」とし、親世帯と子世帯の組み合わせを三世代と考えます。 子世帯は子と孫(中学生以下)がそれぞれ1人以上いることが必須ですが、親世帯はいずれか1人以上いれば申請可能です。</p> <div style="text-align: center;"> <p>The diagram illustrates the structure of three generations. It is divided into two main sections: '親世帯' (Parental Household) and '子世帯' (Child Household). - '親世帯' includes '祖父母' (Grandparents) and '親' (Parents). - '子世帯' includes '子' (Children) and '孫 (中学生以下)' (Grandchildren under middle school). Illustrations show: 1. An elderly couple (Grandparents). 2. A middle-aged couple (Parents). 3. A young couple (Children). 4. A young boy and girl (Grandchildren), with a smaller illustration of a baby below them.</p> </div> |
| <p>子世帯が上尾市に住んでおり、親世帯が転入した場合は対象になりますか？</p> | <p>対象になります。なお、申請者は住宅取得またはリフォーム工事に関する契約を締結した人になります。</p> |
| <p>親世帯と子世帯が同時に転入した場合、対象になりますか？</p> | <p>対象になります。ただし、申請日時点で親世帯と子世帯の両方が上尾市に住民登録している必要があります。</p> |
| <p>親・子・孫が同一世帯の場合、対象になりますか？</p> | <p>対象になります。書類上の親世帯と子世帯の考え方については、上の図を参考にしてください。</p> |
| <p>分譲マンションや中古住宅の購入は対象になりますか？</p> | <p>対象になります。</p> |
| <p>上尾市内の賃貸住宅に住んでいる世帯が、市内転居して住宅を購入する場合は対象になりますか？</p> | <p>対象になりません。3年以上市外に在住していた世帯が対象になります。</p> |
| <p>親世帯が市内の老人ホームに入居しており、子世帯が市外から転入する場合は対象になりますか？</p> | <p>親世帯全員が一般住宅(持ち家、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅)以外の介護保険施設等に入居している場合、対象になりません。</p> |
| <p>中学生の子どもが学校の寮に入っており、市外に住民登録していますが、監護しています。対象になりますか？</p> | <p>上尾市に住民登録し現に同居している子どものみ、対象世帯員として認められます。この場合の寮に入っている中学生は、対象世帯員には含まれません。</p> |

| | |
|--|--|
| 平成30年3月に登記を行い、4月以降に転入しました。補助の対象になりますか？ | 対象になりません。 新築・購入の場合は平成30年4月1日以降に住宅の登記をしていること、リフォームの場合は平成30年4月1日以降にリフォーム工事に係る契約の締結をしていることが条件です。 |
| 住宅をリフォームして近居する場合、申請できますか？ | リフォーム後に同居する世帯が増えない場合は、申請できません。同居するためのリフォームのみが補助対象です。 なお、リフォームの場合は親世帯の専用居室が1室以上ある必要があります。 |
| 親と同居するために中古住宅を購入してリフォームを行った場合、補助対象になりますか？ | 対象になります。中古住宅であっても、住宅購入として申請することができます。 ただし、購入費用とリフォーム費用の両方を申請することはできませんので、ご注意ください。 |
| 申請窓口はどこですか？ | 市役所5階の子ども支援課で受け付けています。支所・出張所の窓口や郵送では申請できません。 また、申請の際にはすべての書類を揃えていただく必要がありますので、お時間に余裕をもって申請してください。 |
| 補助金額の算出方法を教えてください。 | ①「住宅の新築・購入またはリフォーム工事にかかった費用÷100」としてください(1,000円未満は切り捨て)。ただし、求めた金額が10万円を超えた場合、一律10万円の助成になります。 ②子世帯が中学生以下の子どもを2人養育している場合は10万円、3人以上養育している場合は20万円を、①の金額に加算します。 |
| 対象となる経費を教えてください。 | 住宅を新築・購入する場合は売買契約書に記載の金額、リフォームの場合は工事請負契約書に記載の金額を対象経費と認めます。契約内容を確認するため、申請時に契約書の原本をご持参ください。 |
| 「親と子が親子関係にあることが分かる書類」とは、どのような書類ですか？ | 世帯員全員分の「戸籍全部事項証明(戸籍謄本)」をご用意ください。 ただし、同居により世帯員全員が同一世帯の場合(祖父母または親、子、孫が同一の住民票で、親子関係であることを確認できる場合)、省略することができます。 |
| 住宅が「建築基準法その他住宅に関する法令に適合」しているか、どのように確認できますか？ | 建築基準法に基づき交付される「検査済証」をご用意ください。 |
| 建物に関する登記事項証明書は、どこで取得できますか？ | お近くの法務局でお取り寄せください。 |
| 「同居・近居をするための住宅の新築、購入又は増改築工事に要した費用が確認できる書類」とは、どのような書類ですか？ | 契約書をご用意ください。また、領収書が発行されている場合には、領収書もご用意ください。 |